

## 平塚市耐震改修アドバイザー派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するため、マンションの耐震改修の促進を図るためのアドバイスを行うアドバイザーを派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 区分所有された建築物で、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者（以下、「区分所有者」という。）の住居の用に供する部分を有するものをいう。
- (2) 管理組合等 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいい、その他区分所有者の過半の同意を得ている場合を含む。
- (3) アドバイザー マンションの耐震改修に関する専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱したものをいう。

### (派遣の対象)

第3条 アドバイザーの派遣を受けることができるものは、市内に存するマンションで、次の各号のいずれにも該当するものの管理組合等とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認を得て建築工事に着手したもの
- (2) 住戸数のおおむね過半を区分所有者の住居の用に供するもの

### (派遣の方法)

第4条 アドバイザーの派遣方法は、次のとおりとする。

- (1) 派遣できる回数は、原則として1管理組合等につき同一年度内2回を限度とする。
- (2) 1回当たりの派遣時間は、2時間以内とする。
- (3) 派遣場所は、原則として平塚市内とする。
- (4) アドバイスの範囲は、マンションの耐震改修に関することに限るものとし、権利調整、管理規約等に関することは対象としない。
- (5) アドバイザーの派遣に要する費用は、市長が負担するものとし、別に会場の使用等に係る費用が発生する場合は、アドバイザーの派遣を受けようとするものが負担するものとする。

### (派遣の申請)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとするものは、あらかじめ、平塚市耐震改修アドバイザー派遣申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (派遣等決定の通知)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかに、その可否を決定し、平塚市耐震改

修アドバイザー派遣・非派遣決定通知書（第2号様式）によりその旨を当該申請をしたものに通知するものとする。

（派遣の変更及び中止の申請）

第7条 前条の規定によりアドバイザーの派遣決定の通知を受けたもの（以下「決定者」という。）は、申請した内容を変更するとき又は派遣を中止するときは、速やかに、平塚市耐震改修アドバイザー派遣変更・中止申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（派遣変更等決定の通知）

第8条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかに、その可否を決定し、平塚市耐震改修アドバイザー派遣変更・中止決定通知書（第4号様式）によりその旨を当該申請をしたものに通知するものとする。

（派遣決定の取消し等）

第9条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アドバイザーの派遣の決定を取り消すことができる。

- （1） 申請した内容と異なる目的でアドバイザーの派遣を受けようとしたとき。
- （2） 派遣の目的が達成できなくなったとき。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣の決定を取り消したときは、平塚市耐震改修アドバイザー派遣取消通知書（第5号様式）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、決定者が偽りの申請その他不正な手段によりアドバイザーの派遣を受けたときは、派遣に要した費用相当額を決定者に請求することができる。

（結果の報告）

第10条 決定者は、アドバイザーの派遣が終了したときは、速やかに、平塚市耐震改修アドバイザー派遣結果報告書（第6号様式）により派遣の結果について、市長に報告しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。